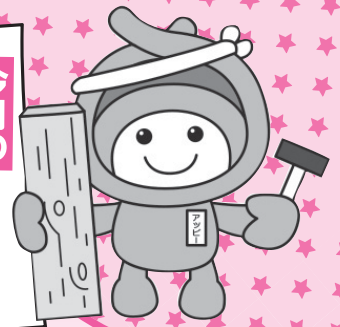


公衆用道路などに面する 危険ブロック塀等撤去・築造の 補助金制度を創設

今月の
イチ面



建築安全課 ☎775-8490・FAX775-9906

危険ブロック塀の撤去を目的に、公衆用道路などに面する危険ブロック塀等撤去・築造などの安全対策を行う所有者の負担を軽減する補助金制度を創設しました。

これから危険ブロック塀などの撤去を検討している人は、ご利用ください。

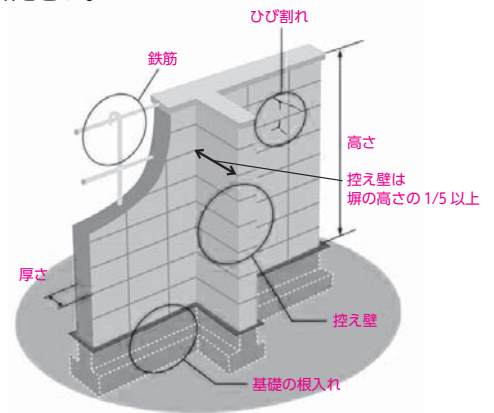
1 危険ブロック塀等撤去補助金

公衆用道路などに面した高さ80センチ以上の塀または門柱(ブロック塀、石造その他の組積造、万年塀)で、下記の項目に一つでも該当しないものがある場合は補助金の対象となります。

※組積造や万年塀の項目は異なりますので、建築安全課へお問い合わせください。

■ ブロック塀の場合

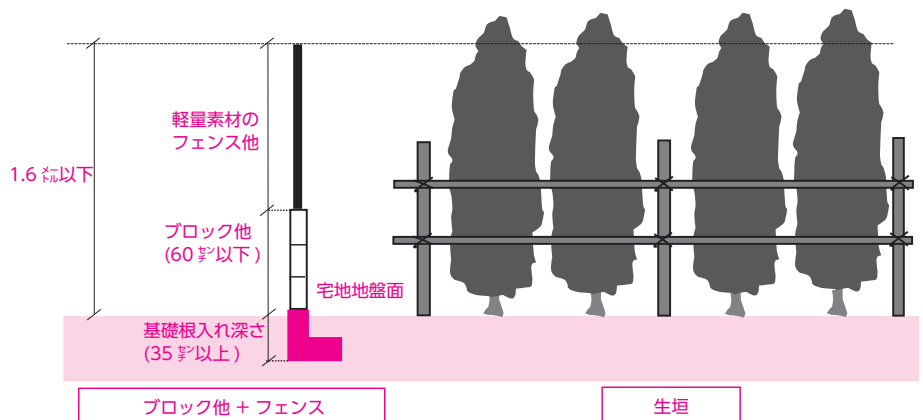
- 1 塀の高さは地盤から2.2メートル以下
- 2 塀の厚さは10センチ以上(塀の高さが2.2メートル超2.2メートル以下の場合は15センチ以上)
- 3 塀の長さ3.4メートル以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁がある(塀の高さが1.2メートル超の場合)
- 4 コンクリートの基礎がある
- 5 塀に傾き、ひび割れはない
- 6 塀の中に適切な鉄筋が配筋されている(専門家のチェックが必要)
- 7 基礎の根入れ深さは30センチ以上(塀の高さが1.2メートル超の場合)



2 フェンス等築造補助金

公衆用道路などに面する危険ブロック塀などを撤去した後に、下記の条件でフェンスなどを築造する場合は、補助金の対象となります。

- 1.適法な軽量素材のフェンス他(原則高さ1.6メートルまで)
 - 2.適法な原則高さ60センチ以下のブロック塀や石積で、適切な配筋がされ、基礎の根入れ深さは35センチ以上のもの(その上にフェンスなどを設置する場合は全体の高さが1.6メートルまで)
 - 3.生垣(道路側に枝などが出ないように保全するもの)
- ※危険ブロック塀などは撤去済みで、これからフェンスなどを築造する場合は、本補助金は利用できません。



【補助金額】

事業	補助の内容	補助額の上限
危険ブロック塀等撤去	1平方メートル当たり7,000円または工事額のうち少ない額	20万円
フェンス等築造	1メートル当たり15,000円または工事額の1/2のうち少ない額	

※補助金を利用する際には、その他いくつかの要件がありますので、着手前に相談してください。

※本補助金制度の期限は、工事完了が2021年2月までの分となります。

※補助金は予算の範囲内での補助となります。